

平成 19 年 5 月 11 日

各 位

会社名 ヒラキ株式会社
代表者名 代表取締役 野崎 誠
(コード番号 3059 東証第二部)
問合せ先 取締役経営企画室長
岡崎 守隆
(TEL 078 - 969 - 3090)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 30 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 監査体制の一層の強化および当社の計算書類の適正性を確保するため、機関として監査役会ならびに会計監査人を設置し、所要の変更を行なうものであります。(変更案 4 条、変更案第 5 章および変更案第 6 章)
- (2) 公告閲覧の利便性向上を目的として、公告方法を電子公告とし、あわせて不測の事態により電子公告できない場合の措置を規定するものであります。(変更案第 5 条)
- (3) 経営環境の変化に対応する機動的な資本政策を遂行するために、取締役会の決議により自己の株式を取得できるよう、所要の規定を新設するものであります。(変更案第 8 条)
- (4) 単元未満株式についての権利を合理的な範囲とするため、所要の規定を新設するものであります。(変更案第 10 条)
- (5) 平成 18 年 11 月 14 日付で、当社株式が東京証券取引所市場第二部に上場されたことに伴い、「株券等の保管及び振替に関する法律」に基づいて当社の株券等が保管振替制度において取り扱われることに同意いたしましたので、同制度における「実質株主」および「実質株主名簿」に関する取扱いを明確にするため、所要の変更を行うものであります。(変更案第 10 条および変更案第 11 条)
- (6) その他、条文の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行なうものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、別紙「新旧対照表」のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 19 年 6 月 28 日
定款変更の効力発生予定日	平成 19 年 6 月 28 日

以 上

新旧対照表

(下線は、変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (新 設) (新 設)	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>
(公告の方法)	(公告の方法)
第5条 <u>当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行</u> う。	第5条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合には、日本経済新聞に掲載して行</u> う。
第6条 { (記載省略)	第6条 { (現行どおり)
第7条 (新 設)	第7条 (自己の株式の取得)
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数および単元未満株券の不発行)
第8条 (記載省略) (新 設)	第8条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u> 第9条 (現行どおり) (単元未満株式についての権利)
	第10条 <u>当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第9条 (記載省略)	第11条 (現行どおり)
2 (記載省略)	2 (現行どおり)
3 当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。	3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u> 新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条 } (記載省略) 第26条</p>	<p>第12条 } (現行どおり) 第28条</p>
<p>第5章 監査役</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>第27条 } (記載省略) 第29条</p>	<p>第29条 } (現行どおり) 第31条 (常勤の監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の決議方法) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役会規程) 第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第30条 (記載省略) (新 設) (新 設)</p>	<p>第36条 (現行どおり) 第6章 会計監査人 (選任方法) 第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(任期) 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされない時は、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>
<p>第31条 } (記載省略) 第34条</p>	<p>第39条 } (現行どおり) 第42条</p>